

包括連携協定を締結しました

木古内町では株式会社タザワと包括連携協定を締結しました。

この協定は、住民が住み慣れた地域で、健康で暮らし続けられるまちづくりを進めることを目的としたものです。協定による連携事業として、健康寿命の延伸および介護予防に関する事業に取り組みます。

事業の詳細は以下の通りとなっております。



心房細動モニタリング事業のお知らせ

不整脈の一種である心房細動は数多くの全身性合併症を引き起こしますが、最も重篤なものとして脳梗塞が挙げられ、脳梗塞の全体の約3分の1を占めるとされています。

心房細動の診断は発作時の心電図記録が必要ですが、発作が時々しか起こらない方や自覚症状のない方もおり、この場合は、検査を実施した時に心房細動の発作が起きて心電図に記録されなければ、診断が付きません。このような未診断の心房細動は「隠れ心房細動」と呼ばれ、これを早期に発見することは脳梗塞発症を予防することにつながります。

本事業は専用のウェアラブル端末を装着して計測されたデータからAI自動判定によって隠れ心房細動を検出し、脳梗塞に対する予防的医療に結びつけることにより、健康寿命を伸ばすことや介護状態になることを予防することを目的として実施します。



■事業の概要

- (1)40歳以上の町民を対象として希望者に専用のウェアラブル端末（腕時計型脈波センサー）を貸し出し、2週間装着し生活していただき、脈波データを遠隔で取らせていただきます。
- (2)脈波データは、専用の通信機器またはスマホアプリを通じて自動で送信され、そのデータをAIにより解析し、装着期間中に心房細動の可能性が検出されたかどうかを判定します。
- (3)装着期間終了後、判定結果が出ましたら、その結果を文書により通知するとともに、心房細動の可能性が検出された場合は、指定の医療機関への受診を推奨します。

■事業参加申込みについて

貸出するウェアラブル端末や通信機器の数に限りがあるため、事前に電話で予約申込みをしてください。

予約申込み受付後、貸出しの準備ができましたらご連絡しますので、身分証明書（健康保険証など）を持参し、健康管理センターにお越しください。

■予約申込受付開始日

6月12日（月）より随時 ※貸出開始日は6月20日頃を予定

■申込み・問合せ先

保健福祉課介護福祉グループ ☎01392-2-2122

